

庁舎の出入口の開閉の特例に関する規則をここに公布する。

令和8年5月21日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第17号

庁舎の出入口の開閉の特例に関する規則

柴田町役場庁舎管理規則（昭和48年柴田町規則第16号）第4条の出入口の開閉は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までの間に係るものに限り、同項中「午前8時」とあるのは「午前8時45分」と、「午後6時」とあるのは「午後4時」とする。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行し、令和9年5月31日限り、その効力を失う。